

令和  
7年度

# 介護職員等処遇改善加算 取得促進支援事業

東京都社会保険労務士会と

「福祉・介護職員処遇改善コンサルタント」(社会保険労務士)が  
「介護職員等処遇改善加算」取得のためのお手伝いをいたします。

令和6年6月以降、処遇改善に係る加算が一本化され、加算率が上げられました。

従業員の給料アップにつなげ、人材の採用、定着を図るためにも  
キャリアパス要件、月額賃金改善要件、職場環境等要件を整備し

「介護職員等処遇改善加算」の取得及び「上位の区分変更」を目指しましょう！

無料  
相談

介護職員等処遇改善加算を  
取得していない、または  
上位の加算を目指したいとお考えの

東京都内の  
介護サービス事業所様へ

東京都社会保険労務士会では、東京都より委託を受け、都内介護サービス事業所向けに以下の取得、変更についての「無料電話相談窓口」を開設いたします。また、訪問により直接アドバイスをいたします。

- ・ 介護職員等処遇改善加算の新規取得
- ・ 介護職員等処遇改善加算の上位区分への変更
- ・ 誓約で算定された事業所への要件整備

本事業のお問い合わせは**都内の介護サービス等事業所様が対象です。**  
他県の事業所様やコンサルタント等のお問い合わせにはお答えいたしかねます。

## 毎週 月・水・金曜日(祝日を除く)に開催！

※詳しくは東京都社会保険労務士会のホームページでご確認ください



フリー  
ダイヤル

# 0120-179-117 (都内限定)

受付時間／午前9:30～午後4:30 (1回あたり30分まで)

訪問でのアドバイスをご希望の場合、まずは、お電話にてご予約ください。  
追って、福祉・介護職員処遇改善コンサルタントからご連絡いたします。



## 東京都社会保険労務士会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6  
御茶ノ水ソラシティアカデミア4階  
<https://www.tokyosr.jp>

# 訪問によるアドバイスお申し込み方法

## 1 予約申込

訪問によるアドバイスは事前予約となっております。  
まずはお電話にてご予約ください。

## 2 相談日時の決定

お電話でのご予約後、福祉・介護職員処遇改善コンサルタントより  
折り返しご連絡差し上げます。その際に、相談日程の調整、相談内容  
の確認等をいたします。

## 3 訪問1回目

現状の把握、要件の整理、取得区分の決定、必要書類等の指導・助言

## 4 訪問2回目

確認事項の整理、各種書類等の実務指導・最終確認

経過措置が令和8年3月末日に終了予定です。「研修の実施」、「昇給制度の整備」等誓約で  
新加算を算定された事業所におかれては、それまでに制度を整える必要があります。

万が一、要件を満たさずに不適切に受給した場合、加算の返還など重い処分が科される可  
能性がありますので、早めに対応しましょう。

※東京都からの委託事業として実施する範囲の助言、指導については事業所の費用負担はありません。

介護職員等処遇改善加算の内容及び申請手続きについては、

以下のページからご確認ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>

東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 介護職員処遇改善加算について

